

第155回 定時株主総会 招集ご通知

●開催日時

2023年6月28日（水曜日）午前10時

●開催場所

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

神戸商工貿易センタービル 14階 会議室

株主総会開催にあたってのご案内

- ・本株主総会より電子提供制度が適用され、株主総会資料についてはウェブサイトへの掲載によるご提供が原則となりました。
- ・本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、すべての株主様に電子提供措置事項を記載した書面を一律にお送りいたしております。
- ・ご送付している書面は、法令および当社定款の規定に基づき、省略可能な一部事項を除いて記載しております。なお、送付を省略している事項につきましては、1頁に記載の各ウェブサイトよりご覧いただけますようお願いいたします。
- ・当日ご出席いただけない場合は、インターネットまたは書面（郵送）による議決権の事前行使をぜひご利用ください。
- ・当日、発熱や咳の症状がある株主様は、ご来場をお控えいただきますようお願いいたします。

また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

目次

■第155回定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	
第3号議案 会計監査人選任の件	
■事業報告	13
■連結計算書類	33
■計算書類	35
■監査報告書	37

(証券コード 3004)
2023年6月2日
(電子提供措置の開始日 2023年5月31日)

株 主 各 位

神戸市中央区京町77番地の1
神栄株式会社
代表取締役社長 赤澤 秀朗

第155回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第155回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて「第155回定時株主総会招集ご通知」および「第155回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項」として掲載しておりますので、アクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/3004/teiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「神栄」または「コード」に当社証券コード「3004」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（5～11頁）をご検討のうえ、「議決権行使の方法についてのご案内」（3～4頁）に従いまして、2023年6月27日（火曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2023年6月28日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
神戸商工貿易センタービル 14階 会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第155期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査等委員会の第155期（2022年4月1日から
2023年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | | 会計監査人選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。資源節約のため、本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集通知には、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、下記①～③の事項を記載しておりません。したがって、本招集通知における事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ①事業報告の以下の事項
- ・業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
 - ・会社の支配に関する基本方針
- ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- ③計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎その他、株主様にご案内すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinyei.co.jp/>）に掲載させていただきますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月27日(火曜日)午後5時45分まで

書面(郵送)による行使の場合

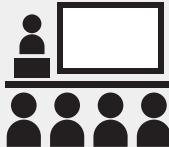


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、以下の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限 2023年6月27日(火曜日)午後5時45分到着分まで

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年6月28日(水曜日)午前10時

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2023年6月27日（火曜日）午後5時45分までに**、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、インターネットによる議決権行使または議決権行使書の郵送による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の最重要課題と位置付けた中、利益配分は、業績や配当性向に加え、企業価値の向上・拡大に向けた戦略的投資や健全な財務体質構築に向けた内部留保などとのバランスを総合的に勘案し進めていくことを基本方針としております。

この基本方針の下、当期の剰余金の処分につきましては、今後の安定的な配当の継続ならびに当期の業績および今後の事業見通し等を総合的に勘案いたしまして、第155期期末配当金として、次のとおり復配することとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金40円 配当総額 162,947,080円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

このたび、独立役員たる社外取締役の比率を3分の1以上とするなど監督体制を維持しつつ、当社の事業規模に見合ったガバナンス体制とすることを勘案した経営体制見直しのために1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、取締役会の任意の諮問機関であり、委員の過半数を独立役員たる社外取締役とする指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定したものであります。

また、本議案に関しまして、監査等委員会は妥当と判断し、株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの報告を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	あか ざわ ひで お 赤 澤 秀 朗 (1954年9月16日生)	1977年3月 当社入社 2001年4月 Shinyei Corp. of America取締役社長 2006年1月 神栄マテリアル(株)代表取締役社長 2008年4月 当社経営企画部長 2009年6月 当社取締役経営企画部長 2009年10月 当社取締役経理・財務部長 2011年4月 当社取締役繊維本部長 2012年6月 当社常務取締役繊維本部長兼食品本部長 2013年4月 当社常務取締役食品本部長 2013年6月 当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長 2014年6月 当社代表取締役兼常務執行役員企画管理本部長 2015年6月 当社代表取締役兼専務執行役員企画管理本部長 2015年7月 当社代表取締役兼専務執行役員事業部門統括 2018年6月 当社代表取締役兼専務執行役員事業部門統括兼物資本部長 2020年1月 当社代表取締役兼社長執行役員物資本部長 2020年4月 当社代表取締役兼社長執行役員商事本部統括兼物資事業本部長 2022年6月 当社代表取締役兼社長執行役員事業部門統括兼物資事業本部長(現)	35,774株
<p>【取締役候補者とした理由】 赤澤秀朗氏は、事業部門における営業・海外貿易や海外駐在を含めた豊富な経験に加え、企画管理部門においても経営企画および経理・財務に関わる要職に就いてきたことや経営に携わってきた経験に基づく当社グループの事業に対する深い理解と幅広い見識を有しており、取締役として役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	なか がわ た ろう 中川太郎 (1964年1月16日生)	1986年4月 当社入社 2008年4月 当社開発部長 2009年10月 当社香港支店長 2012年4月 当社香港支店長 兼神栄テクノロジー(株)代表取締役社長 2012年10月 神栄テクノロジー(株)代表取締役社長 2013年6月 当社執行役員 兼神栄テクノロジー(株)代表取締役社長 2014年6月 当社執行役員物資本部長 2017年6月 当社取締役兼執行役員物資本部長 2017年7月 当社取締役兼執行役員食品第2本部長 兼物資本部長 2018年6月 当社取締役兼執行役員企画管理本部長 2021年6月 当社取締役兼常務執行役員食品事業本部長 2022年6月 当社取締役兼常務執行役員食品事業本部長 兼電子製造本部長 (現)	14,460株
【取締役候補者とした理由】 中川太郎氏は、事業部門における海外営業・海外貿易や技術開発などの豊富な経験に加え、経営に携わってきた経験に基づく当社グループの事業に対する深い理解と幅広い見識を有しており、取締役として役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。			
3	なが お けん いち 長尾謙一 (1967年5月15日生)	1990年4月 当社入社 2011年4月 当社経理・財務部長 2015年6月 当社執行役員経理・財務部長 2015年7月 当社執行役員経営戦略部長 2018年1月 当社執行役員経理・財務部長 2020年4月 当社執行役員企画管理本部副本部長 兼経理・財務部長 2022年6月 当社取締役兼執行役員企画管理本部副本部長兼経理・財務部長 (現)	13,911株
【取締役候補者とした理由】 長尾謙一氏は、長年にわたる経理・財務業務の経験に加え、経営に携わってきた経験に基づく当社グループの事業に対する深い理解と幅広い見識を有しており、取締役として役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	新任 こにし のりかず 小西 則一 (1967年1月24日生)	1990年4月 当社入社 2018年1月 当社食品部長 2020年4月 当社食品事業本部副本部長兼食品部長兼福岡支店長 2021年6月 当社執行役員食品事業本部副本部長兼食品部長(現)	6,096株
<p>【取締役候補者とした理由】 小西則一氏は、事業部門における豊富な営業経験に加え、経営に携わってきた経験に基づく当社グループの事業に対する深い理解と幅広い見識を有しており、取締役として役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- 被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担する争訟費用や損害賠償金等の経済的な損失を填補する。なお、保険料は会社が全額負担する。

(ご参考)

当社の取締役会は、それぞれの精通分野や知見の多様性を踏まえバランスのとれた構成とすることを方針としております。

当社が取締役に必要と考える精通分野や知見は、監督と業務執行の決定という取締役会の主要な機能に鑑み、経営者としての経験等に基づく「企業経営」、ガバナンスの維持・向上と不祥事防止等の観点から「財務・会計・金融」および「法務・リスク管理」、当社グループの幅広い事業分野に対応するための、主に商事部門において必要な「営業・海外貿易」、主に電子部門において必要な「技術・研究開発」およびグローバルな事業展開に必要な「国際性・海外経験」としております。

本定時株主総会において第2号議案が承認された場合、取締役会の構成ならびにそれぞれの精通分野および知見は、次のとおりとなる予定であります。

区分	氏名	管掌等	企業経営	財務・会計・金融	法務・リスク管理	営業・海外貿易	技術・研究開発	国際性・海外経験
取締役	赤澤 秀朗	社長 物資	●	●		●		●
	中川 太郎	食品 電子	●			●	●	●
	長尾 謙一	企画管理	●	●				
	小西 則一	食品	●			●		
監査等委員	山水 教賢	常勤	●			●		●
	大森 右策	社外 独立	●	●	●			
	渋谷 一秀	社外 独立	●		●	●		
	西原 健二	社外 独立		●	●			

- (注) 1. 仰星監査法人の選任が承認された場合、当社の定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
会計監査人が監査契約履行に伴って当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
2. 当社は、会計監査人を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、仰星監査法人の選任が承認された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担する争訟費用や損害賠償金等の経済的な損失を填補する。なお、保険料は会社が全額負担する。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、ウィズコロナへの転換が進んだことで新型コロナウイルス感染症による景気への影響は低減されたものの、ウクライナ情勢の長期化に加え、インフレ圧力による影響も懸念される中、米国では利上げによる景気後退懸念が高まっている状況下においても良好な雇用環境や底堅い個人消費により景気の回復傾向が継続し、また東南アジアでも活動規制の緩和に伴う個人消費の伸長などで景気回復が続き、中国ではゼロコロナ政策とその後の政策転換の影響などで景気減速傾向が続いたものの、同政策転換後には内需主導による回復の兆しもみられるようになりました。

わが国経済は、設備投資の増加基調が持続し、新型コロナウイルス感染症対策としての行動制限の緩和に伴い、個人消費も回復基調にある一方で、原油価格や原材料費の高騰に急激な円安進行も加わった輸入コストの上昇、また物流コストも増加が続くなどインフレ圧力が高まり、厳しい状況が継続しました。

当社グループでは、2022年3月期から2024年3月期までの3年間を対象とする中期経営計画「神栄チャレンジプロジェクト2023」を策定し、環境変化にも適切に対応し安定的に連結経常利益10億円を創出できる企業・収益体質を構築することを目標としており、2年目にあたる2023年3月期は、原材料費・物流費の高騰や円安などのコストアップとなる要因について収益への影響を最小限に留めるべく、適時適切な対応を進めました。

当連結会計年度における当社グループの売上高は、繊維関連と電子関連が減少したものの、仕入コスト上昇に伴い段階的な販売価格の調整を行ってきた食品関連および北米向け輸出事業や防災関連分野が伸長した物資関連が増加したことで、全体では39,892百万円（前連結会計年度比5.9%増）となりました。

利益面では、食品関連における販売価格調整による利益率の回復とともに、物資関連が北米向け輸出事業や防災関連分野を中心に増益となったことで営業利益は1,375百万円（前連結会計年度比90.6%増）、経常利益は1,340百万円（前連結会計年度比111.3%増）と大幅に伸長しました。また、特別損失にフィルムコンデンサの取引に関する米国における民事訴訟に対応するための弁護士報酬や和解金などに係る訴訟関連損失に加え、繊維関連における一部事業撤退に伴う事業整理損などを計上したものの、親会社株主に帰属する当期純利益は949百万円（前連結会計年度比100.3%増）と大幅な増益となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

食 品 関 連

食品業界の輸入食材を取り巻く環境は、国内において経済活動の正常化に向けた動きが徐々に進む中、幅広い業態において食品需要に持ち直しの動きがみられたものの、中国をはじめとする仕入国での工場経費・原材料費の高騰や世界的な物流混乱による輸入コスト増のほか、急激な円安進行もあって仕入コストが大幅に上昇したことに加え、ウクライナ情勢の長期化や中国におけるロックダウンの影響等による供給面の制約もあり、仕入面では厳しい環境が続きました。

このような状況の中、当社グループの冷凍食品分野では、強みである品質管理体制を活かした医療老健施設向けなど品質管理要求の高いルートへの販売に引き続き注力しながら、幅広い業態で回復傾向にあった需要を取込むべく生産から物流管理にわたるサプライチェーンの安定化を図り、また上記のような仕入コスト上昇に伴う販売価格の段階的な調整が寄与し、冷凍野菜・冷凍調理品・冷凍水産加工品の各商材において、売上・利益ともに大幅に増加しました。

農産分野は、販売先の在庫調整や円安進行下における価格高騰による仕入姿勢の慎重化などから、数量は減少したものの、落花生・ナッツ類ともに販売価格が上昇したことにより、売上・利益ともに増加しました。

その結果、食品関連の売上高は29,772百万円（前連結会計年度比12.7%増）、セグメント利益は1,667百万円（前連結会計年度比55.5%増）となりました。

物 資 関 連

輸出事業を取り巻く環境は、半導体などの電子部品不足が国内生産に下押し圧力をかけたものの、世界経済のコロナ禍からの活動再開による外需回復の影響が相対的に大きくなりました。

このような状況の中、当社グループの機械機器・金属製品分野では、北米向け等のハードウェアの取扱いが大幅に伸長し、各種試験機器の北米向け輸出も堅調であったほか、中国向け大型建設機械の取扱いも好調に推移したことから、売上・利益ともに大幅に増加しました。

また、防災関連分野では、海外調査案件に係る計測機器類の輸出に加え、現地において開始した役務提供を継続したことにより、売上・利益ともに大幅に増加しました。

国内における住宅建設関連については、集合住宅着工数に伸長の動きがみられた中で、当社グループの建築金物・資材分野では、金物の取扱いが近畿圏をはじめ主要都市圏で堅調に推移したことに加え、輸入ガラスの取扱いが首都圏を中心に大幅に伸長したことで、売上・利益ともに増加しました。

その結果、物資関連の売上高は4,028百万円（前連結会計年度比19.5%増）、セグメント利益は597百万円（前連結会計年度比58.2%増）となりました。

織 維 関 連

繊維業界では、国内の市場環境は外出需要等の増加に伴い回復基調にあるものの、原材料費やエネルギー価格の高騰に為替の影響もあり仕入コストが上昇したことに加え、熾烈な販売競争が繰り広げられるなど、厳しい状況が続きました。

当社グループでは、企画提案が高く評価され、複数ブランドの商品を提供しているテレビショッピング向けレディース衣料品や伸縮性に優れた紳士スーツ用ニット生地が伸長したものの、量販店やホームセンター向けなどの衣料品で価格競争が激化したことが大きく響き、売上が大幅に減少し、利益も悪化しました。

その結果、繊維関連の売上高は2,194百万円（前連結会計年度比35.3%減）、セグメント利益は101百万円の損失（前連結会計年度は57百万円の損失）となりました。

なお、今後の収益改善を見据え、事業拡大が見込まれるテレビショッピング向け事業に注力することとし、その他のアパレル卸売事業およびテキスタイル事業からは撤退することを決定いたしました。

電 子 関 連

電子部品業界は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う供給制約を懸念した在庫の積み増しが受注水準を高めるなど市場の拡大が続いた一方で、半導体をはじめ電子部品不足による仕入価格の上昇や自動車業界に代表される減産の影響も広がりました。

当社グループのセンサ機器分野では、コロナ禍における特需の反動による生産調整等の影響を受け、ホコリセンサが主に空気清浄機用途で減少し、湿度センサも民生用途が減少したことで、売上・利益ともに減少しました。

計測・試験機器分野では、輸送や梱包に係る各種試験機や医療関連における物流用途の温度ロガーは減少したものの、湿度計測機器の販売が大幅に伸長したことから、売上・利益ともに増加しました。

コンデンサ分野では、照明用途は堅調に推移したものの、産業機器用途などが減少したことで売上は減少し、さらには主に海外現地法人が生産する製品において、急激な円安進行等に伴う製造コスト上昇分の販売価格への調整遅れもあり、利益も減少しました。

その結果、電子関連の売上高は3,897百万円（前連結会計年度比13.6%減）、セグメント利益は308百万円（前連結会計年度比31.4%減）となりました。

※セグメント利益は、報告セグメントに帰属しない一般管理費等配賦前の経常利益の金額に基づいております。

2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、電子関連および全社におけるシステム投資や本社ビル設備関連の投資を中心に、リース契約を含め総額で141百万円の設備投資を実施いたしました。

3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所用資金は、自己資金、金融機関からの借入金により調達いたしました。

4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により停滞していた経済活動が回復基調にある一方で、ウクライナ情勢の長期化や原油をはじめとする資源高の進行に対する懸念が続き、わが国経済においては、さらに為替相場の急激な変動、消費者物価指数の急上昇などの影響を受け、先行きの見通しは依然不透明感が拭えない状態が続いております。

当社グループにおきましては、中期経営計画「神栄チャレンジプロジェクト2023」の最終年度にあたる2024年3月期は、「環境変化にも適切に対応し安定的に連結経常利益10億円を創出できる企業・収益体質を構築する」ための基礎固めの総仕上げをする年度と位置付け、すべてのセグメントがさらに収益を拡大しつつ、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築することを引き続き目指します。また、一時的な利益減少要因とはなるものの、ベースアップの実施や社員教育拡充など、今後の事業拡大に不可欠な重要課題として、人的資本への投資をはじめ、より一層人的資本経営の推進に取り組んでまいります。

セグメント別の取組みとしましては、まず確固たる収益基盤を有する食品関連においては、冷凍食品販売事業における既存分野の深耕および販路・カテゴリー・産地の拡充により、収益のさらなる拡大を目指します。物資関連においては、日本の優れた技術・製品の輸出拡大や海外での適地調達による機能するサプライチェーンの強化により、グローバルな展開を一層推進し、収益力を盤石なものにしてまいります。繊維関連においては、当連結会計年度に決定し進めている不採算事業からの撤退を最小限のコストで滞りなく終え、新たな中核事業として位置付けたテレビショッピング向け事業での事業拡大・収益基盤の強化を進めてまいります。独自の技術力という強みを有する電子関連においては、センサ機器分野では、高付加価値製品やシステム・サービスの開発によりさらに収益性の高い事業構造への移行を進めるとともに、計測・試験機器分野では、医薬物流分野での事業構築を急ぎ、コンデンサ分野では、産業・自動車市場へのさらなる深耕で収益安定化を進めます。

さらに、新規事業や新たなビジネスモデルの開発をこれまで以上に強力な体制で進めるとともに、各事業における既存のビジネスモデルの進化や新たな戦略構築、業務プロセスの高度化と生産性の向上を図ることを目標としたDXの推進を継続いたします。財務面においては、安定した収益確保による自己資本の充実や総資産の効率的運用により自己資本比率を向上させてまいります。

また、監査等委員会および指名・報酬委員会の機能をさらに高め、コーポレートガバナンスを一層強固なものとするとともに、人々の様々な豊かさや持続可能な社会の実現に向けたサステナビリティ経営の推進にも積極的に取り組むことに加え、株主や投資家の皆さまに当社グループをよりご理解いただくための情報発信（IR）をさらに強化いたします。

上記の取組みにより、株主の皆さまや関係各位のご期待に沿えるよう、当社グループを挙げて尽力してまいりますので、何とぞご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第152期 (2019/4~2020/3)	第153期 (2020/4~2021/3)	第154期 (2021/4~2022/3)	第155期 (当連結会計年度) (2022/4~2023/3)
	金 額	金 額	金 額	金 額
売 上 高 (百万円)	41,164	37,265	37,686	39,892
経 常 利 益 (百万円)	272	676	634	1,340
親会社株主に帰属する 当期純利益または 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	△677	500	474	949
1株当たり当期純 利益または1株当 たり当期純損失(△) (円)	△178.96	131.01	121.93	233.50
総 資 産 (百万円)	22,314	21,193	23,586	24,159
純 資 産 (百万円)	1,638	2,673	3,432	4,651

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
2. 第154期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第154期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
神栄テクノロジー株式会社	400 ^{百万円}	100 [%]	各種センサ・計測機器・試験機製造販売業
神栄キャパシタ株式会社	100	100	電子部品製造販売業
神栄リビングインダストリー株式会社	100	100	不動産業、保険代理店業
神栄ホームクリエイイト株式会社	48	100	建築金物・建築資材販売業
Shinyei Corp. of America (米国)	5,700 ^{千米ドル}	100	各種試験機・金属製品販売業
神栄商事(青島)貿易有限公司(中国)	3,750 ^{千米ドル}	100	食品および衣料品・服飾雑貨の品質・生産管理および販売業
Shinyei Kaisha Electronics (M) SDN. BHD. (マレーシア)	7,040 ^{千マレーシアリンギット}	100(間接)	電子部品製造販売業

- (注) 1. 上に掲げた重要な子会社7社はすべて連結子会社であります。このほか、Shinyei (Thailand) Co., Ltd.は連結子会社であります。同社は、2022年9月26日付にて解散し、現在清算中であるため、重要な子会社に含めておりません。
2. Shinyei Kaisha Electronics (M) SDN. BHD.は、神栄キャパシタ株式会社の子会社(当社の孫会社)であります。
3. 当連結会計年度の末日において、会社法施行規則第118条第4号に規定する特定完全子会社はありません。
4. 神栄商事(青島)貿易有限公司の資本金は、登録資本金4,200千米ドルのうち、払込済資本金3,750千米ドルを記載しております。

7) 主要な事業内容

当社グループの事業部門は商品・製品・サービス別に構成されており、「食品関連」、「物資関連」、「繊維関連」および「電子関連」の4つのセグメントとしております。

セグメント	事業内容	売上高比率
食品関連	冷凍食品・水産物・農産物の販売	74.6 [%]
物資関連	金属製品・機械機器・建築資材・建築金物・生活雑貨の販売、防災関連の調査・資機材の販売、不動産業、保険代理店業	10.1
繊維関連	繊維製品・原糸の販売	5.5
電子関連	各種センサ・計測機器・試験機・電子部品の製造販売	9.8
合 計		100.0

8) 主要な営業所および工場

(1) 当社

区 分	名 称 お よ び 所 在 地
本 店	本社（神戸市中央区）
支 店	東京支店（東京都港区） 福岡支店（福岡市博多区） 大阪支店（大阪市北区） 香港支店（香港）
研 究 所	神栄グループR&Dセンター（神戸市中央区）
営 業 所	沖縄営業所（沖縄県那覇市） 名古屋営業所（名古屋市中区） 福井営業所（福井県福井市）
海 外 事 務 所	北京、ホーチミン、バクー、バンコク

(注) バンコクの海外事務所は、2022年5月1日付にて設置したものであります。

(2) 子会社

区 分	名 称 お よ び 所 在 地
神 栄 テ ク ノ ロ ジ ー 株 式 会 社	本社（神戸市中央区） つくば事業所（茨城県つくば市） 福岡工場（福岡県築上郡）
神 栄 キ ャ パ シ タ 株 式 会 社	本社（神戸市中央区） 長野工場（長野県東御市）
神 栄 リ ビ ン グ イ ン ダ ス ト リ ー 株 式 会 社	本社（神戸市中央区）
神 栄 ホ ー ム ク リ エ イ ト 株 式 会 社	本社（大阪府東大阪市） 東京営業所（東京都足立区） 福岡営業所（福岡市博多区）
Shinyei Corp. of America	本社（New York, NY, U.S.A.） メキシコ事務所（Queretaro, QRO, Mexico）
神 栄 商 事 （ 青 島 ） 貿 易 有 限 公 司	本社（中国山東省青島市） 上海支店（中国上海市）
Shinyei Kaisha Electronics (M) SDN. BHD.	本社および工場（Johor Bahru, Johor, Malaysia）

9) 従業員の状況

セ グ メ ン ト	従 業 員 数	(前連結会計年度末比増減)
食 品 関 連	120名	(△15名)
物 資 関 連	59	(-)
織 維 関 連	18	(△5)
電 子 関 連	234	(△10)
全 社 (共 通)	48	(△3)
合 計	479	(△33)

(注) 従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。

10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,164 ^{百万円}
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,527
株 式 会 社 み な と 銀 行	1,929
農 林 中 央 金 庫	1,087
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,020
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	975
株 式 会 社 中 国 銀 行	830
株 式 会 社 京 都 銀 行	760
株 式 会 社 伊 予 銀 行	598
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	525

(注) 上記借入額には、社債の期末残高が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項

- 1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- 2) 発行済株式の総数 4,168,500株
- 3) 株 主 総 数 3,741名
- 4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況 持 株 数 (持 株 比 率)	
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	242 ^{千株}	(5.94 %)
株式会社メディパルホールディングス	208	(5.12)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	205	(5.04)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	187	(4.60)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	187	(4.60)
株 式 会 社 み な と 銀 行	180	(4.44)
農 林 中 央 金 庫	165	(4.05)
神 栄 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	133	(3.29)
株 式 会 社 ノ ザ ワ	122	(3.00)
株 式 会 社 さ く ら ケ ー シ ー エ ス	101	(2.48)

- (注) 1. 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 205千株
2. 持株比率は、自己株式数(94,823株)を控除して算出しております。

5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員等に交付した株式の状況

当社は、当事業年度中において、2022年6月28日開催の取締役会における決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）4名に対し12,352株、取締役を兼務しない執行役員5名に対し8,820株、計21,172株の当社普通株式を自己株式の処分により交付いたしました。

当該譲渡制限付株式は、当社と株式の交付を受ける者との間で締結した譲渡制限付株式割当契約において、交付日である2022年7月27日から当社または当社の子会社の取締役、監査役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問、相談役または参与その他これらに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職（死亡による退任または退職を含みます。）する日までの期間は、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと（以下「譲渡制限」といいます。）、当社または当社の子会社の取締役、監査役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問、相談役または参与その他これらに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了または定年その他の正当な事由により退任または退職（死亡による退任または退職を含みます。）した場合に、交付した株式の全部または一部について譲渡制限を解除すること、任期満了または定年その他の正当な事由によらずに、当社または当社の子会社の取締役、監査役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問、相談役または参与その他これらに準ずる地位のいずれの地位からも退任または退職した場合における交付した株式の全部、または譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない株式について、当社が無償で取得すること等をその内容としております。

3. 会社役員に関する事項

1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 兼社長執行役員	赤 澤 秀 朗	事業部門統括 兼 物資事業本部長
取 締 役 兼常務執行役員	高 田 清	企画管理本部長
取 締 役 兼常務執行役員	中 川 太 郎	食品事業本部長 兼 電子製造本部長
取 締 役 兼 執 行 役 員	長 尾 謙 一	企画管理本部副本部長 兼 経理・財務部長
取 締 役	大 砂 裕 幸	弁護士、税理士 船場中央法律事務所所長 岩井コスモホールディングス株式会社社外監査役
取 締 役 (常勤監査等委員)	山 水 教 賢	
取 締 役 (監査等委員)	大 森 右 策	
取 締 役 (監査等委員)	渋 谷 一 秀	
取 締 役 (監査等委員)	西 原 健 二	公認会計士 西原健二公認会計士事務所代表 株式会社奥村組社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 当社は、2022年6月28日開催の第154回定時株主総会における決議に基づき、同日付にて監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 大砂裕幸、大森右策、渋谷一秀および西原健二は、社外取締役であります。
3. 当社は、取締役 大砂裕幸、大森右策、渋谷一秀および西原健二を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員 西原健二は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、経営会議その他の重要な会議への出席や重要な決裁文書の閲覧、取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員および内部監査部門をはじめとする使用人からの日常的な報告徴収により高度の情報収集を行い、内部監査部門および子会社の監査役との連携も十分なものとすることにより、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、より実効的なものとするため、山水教賢を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 2022年6月28日開催の第154回定時株主総会において、新たに長尾謙一が取締役、山水教賢、大森右策、渋谷一秀および西原健二が監査等委員である取締役にそれぞれ選任され、就任いたしました。

7. 2022年6月28日開催の第154回定時株主総会終結の時をもって、取締役 奥村聡氏および佐藤雄一氏ならびに監査役 山水教賢氏、大森右策氏および渋谷一秀氏が任期満了により退任いたしました。
8. 当社は、経営の意思決定・業務監督機能と業務執行機能の分担を明確にし、それぞれの機能を強化するとともに、経営の意思決定の一層の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。取締役以外の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	谷 口 博 一	繊維事業本部長
執 行 役 員	中 西 徹	企画管理本部副本部長 兼 経営戦略部長
執 行 役 員	岸 本 勝	総務・審査部長
執 行 役 員	小 西 則 一	食品事業本部副本部長 兼 食品部長
執 行 役 員	奥 村 武 久	電子製造本部副本部長 兼 神栄キャパンタ株式会社代表取締役社長 兼 Shinyei Kaisha Electronics (M) SDN. BHD. 取締役会長

なお、2022年7月1日付にて、次のとおり執行役員の担当の異動がありました。

地 位	氏 名	新 担 当	旧 担 当
執 行 役 員	岸 本 勝	総務・審査部長	電子製造本部副本部長 兼 神栄テクノロジー株式 会社代表取締役社長

2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、監査等委員会設置会社移行前において、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、当社グループの業績に与える影響を明朗な形で業務執行を担う役員の報酬に反映させ、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることなどを目的として、取締役会の決議により、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「移行前の決定方針」といいます。）を定めておりましたが、監査等委員会設置会社移行に伴い、2022年6月28日開催の取締役会において、移行前の決定方針を改定し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「移行後の決定方針」といいます。）を決議いたしました。

当該取締役会決議に係る移行後の決定方針の内容の概要は、下記のとおりであります。なお、移行後の決定方針における取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、移行前の決定方針における取締役の報酬等と、移行後の決定方針における監査等委員である取締役の報酬等は、移行前の決定方針における監査役の報酬等と、それぞれ同様の内容としております。

- ① 取締役（執行役員を兼務する者を含み、監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の報酬等については、取締役報酬および執行役員報酬により構成し、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、取締役報酬のみとする。取締役報酬は基本報酬たる固定金銭報酬のみとし、執行役員報酬は固定金銭報酬および株式報酬から成る基本報酬と業績連動報酬により構成する。

イ 固定金銭報酬

取締役報酬および執行役員報酬の基本報酬のうちの固定金銭報酬の金額は、それぞれの役位（執行役員としての役位を含む）に応じて、従業員の給与水準などを鑑み、役員を経営責任等を総合的に勘案した上で、妥当であると考えられる金額とする。なお、株式報酬または業績連動報酬を支給する者については、これらの報酬額も勘案した金額とする。

ロ 株式報酬

取締役（執行役員を兼務する者を含み、監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、それぞれの役位（執行役員としての役位を含む）に応じて妥当であると考えられる金額を株式報酬とし、譲渡制限付株式を付与するための報酬として固定金銭報酬とは別に金銭報酬を支給することができる。各取締役はその株式報酬たる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとする。

ハ 業績連動報酬

執行役員を兼務する取締役については、中長期的なインセンティブである株式報酬に加え、短期的なインセンティブとしての業績連動報酬を設定する。当社グループでは、環境変化にも適切に対応することで年間10億円以上の連結経常利益を創出できる企業・収益体質の構築を目指していることを勘案し、業績連動報酬は、前連結会計年度における連結経常利益が10億円の場合を標準である100%とし、連結経常利益の金額に応じて以下のとおり0%から150%までの間で変動させる。なお、標準となる連結経常利益が10億円の場合の金額は、執行役員報酬の基本報酬のうちの固定金銭報酬の金額の10%から20%を目安に執行役員としてのそれぞれの役位に応じて設定する。

連結経常利益	0円以下	0円超 5億円以下	5億円超 10億円以下	10億円超 25億円以下	25億円超
業績連動報酬	0%	0%超 66.7%以下	66.7%超 100%以下	100%超 150%以下	150%

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、毎年、指名・報酬委員会における審議を経て、定時株主総会直後に開催する取締役会において、翌定時株主総会終結時までの1年間の職務執行期間に対応する固定金銭報酬の金額、株式報酬に係る金銭報酬債権の金額・交付する当社の普通株式の数および譲渡制限等の内容、ならびに業績連動報酬の金額の算定方法を決議する。なお、固定金銭報酬、株式報酬、業績連動報酬の構成比率は、それぞれの役位（執行役員としての役位を含む）および執行役員の兼務の有無に応じて決定する。

固定金銭報酬については当年7月から翌年6月まで毎月支給し、株式報酬については当年6月に付与した金銭報酬債権に基づき当年7月に譲渡制限付株式を交付し、業績連動報酬については翌年6月に支給するものとする。なお、当該職務執行期間中に退任した取締役については、合理的な調整を行う。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定金銭報酬および業績連動報酬の総額（執行役員を兼務する者が受ける執行役員としての報酬等を含む）は、2022年6月28日開催の第154回定時株主総会において決議された年額200百万円（うち社外取締役20百万円）の範囲内とする。また、取締役（執行役員を兼務する者を含み、監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の株式報酬の総額（執行役員を兼務する者が受ける執行役員としての報酬等を含む）は、同株主総会において決議された年額40百万円の範囲内とし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内とする。なお、同株主総会決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名（うち社外取締役1名）である。

- ② 監査等委員である取締役の報酬等については、固定金銭報酬のみとし、上記①の取締役報酬および執行役員報酬の基本報酬たる固定金銭報酬に準じ、毎年、指名・報酬委員会における審議を経て、定時株主総会直後に開催する監査等委員会において、翌定時株主総会終結時までの1年間の職務執行期間に対応する報酬の金額を協議により決定し、当年7月から翌年6月まで毎月支給するものとする。なお、当該職務執行期間中に退任した監査等委員である取締役については、合理的な調整を行う。

監査等委員である取締役の固定金銭報酬の総額は、2022年6月28日開催の第154回定時株主総会において決議された年額48百万円の範囲内とする。なお、同株主総会決議に係る監査等委員である取締役の員数は4名である。

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前において、取締役の固定金銭報酬および業績連動報酬の総額は、2019年6月26日開催の第151回定時株主総会において、年額200百万円（うち社外取締役20百万円）の範囲内と決議されております。また、取締役（社外取締役を除く）の株式報酬の総額は、同株主総会において、年額40百万円の範囲内、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年25,000株以内と決議されております。なお、同株主総会決議に係る取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。

監査等委員会設置会社移行前において、監査役の固定金銭報酬の総額は、2019年6月26日開催の第151回定時株主総会において、年額48百万円の範囲内と決議されております。なお、同株主総会決議に係る監査役の員数は3名であります。

監査等委員会設置会社移行後における取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会決議の日、当該株主総会決議の内容の概要および当該株主総会決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の員数につきましては、上記（1）の移行後の決定方針に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

監査等委員会設置会社移行前において、当社取締役会は、移行前の決定方針に基づき、役位（執行役員としての役位を含む）に応じた取締役の報酬等の具体的な内容を内規で定めており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、当該内規を適用して、複数の独立社外取締役および独立社外監査役を含む監査役が出席する取締役会において決議したものであることから、移行前の決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員会設置会社移行後においても同様に、移行後の決定方針に基づき、役位（執行役員としての役位を含む）に応じた取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の具体的な内容を内規で定めており、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容は、当該内規を適用して、複数の独立社外取締役が出席する取締役会において決議したものであることから、移行後の決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			員 数
		基本報酬		業績連動報酬	
		固定金銭報酬	株式報酬		
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	122 百万円 (6)	98 百万円 (6)	10 百万円 (-)	13 百万円 (-)	7 名 (2)
監査等委員 である取締役 (うち社外取締役)	25 (10)	25 (10)	—	—	4 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	7 (2)	7 (2)	—	—	3 (2)

- (注) 1. 株式報酬の額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。また、当該株式報酬の内容およびその交付状況につきましては、「2. 会社の株式に関する事項」の「5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員等に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
2. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容および当該業績指標を選定した理由ならびに業績連動報酬の額の算定方法につきましては、上記(1)の移行後の決定方針に記載のとおりであります。また、当事業年度を含む連結経常利益の推移につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項」の「5) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

3) 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	大 砂 裕 幸	当社開催の取締役会17回のうち13回に出席し、必要に応じて発言を行っております。また、弁護士であり法律の専門家としての高い見識に基づき、ガバナンスやコンプライアンスの強化をはじめ、当社グループの持続的成長や企業価値向上を図る観点から、独立の立場で審議していただけることを期待してはりましたが、取締役会等において、これまでの経験や見識に基づき独立の立場から発言を行うなど、社外取締役としての役割を十分に果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	大 森 右 策	当社開催の取締役会17回のうち16回、監査等委員会設置会社移行前に開催の監査役会3回のすべておよび監査等委員会設置会社移行後に開催の監査等委員会10回のうち9回に出席し、必要に応じて発言を行っております。また、金融機関における豊富な経歴や経営に携わってきた経験による高い見識に基づき、中長期的視点による事業戦略や人的資源の活用をはじめ、当社グループの持続的成長や企業価値向上を図る観点から、独立の立場で審議していただけることを期待してはりましたが、取締役会等において、これまでの経験や見識に基づき独立の立場から発言を行うなど、社外取締役としての役割を十分に果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	渋 谷 一 秀	当社開催の取締役会17回のすべて、監査等委員会設置会社移行前に開催の監査役会3回のすべておよび監査等委員会設置会社移行後に開催の監査等委員会10回のすべてに出席し、必要に応じて発言を行っております。また、保険会社における豊富な経歴や経営に携わってきた経験による高い見識に基づき、中長期的視点による事業戦略や人的資源の活用をはじめ、当社グループの持続的成長や企業価値向上を図る観点から、独立の立場で審議していただけることを期待してはりましたが、取締役会等において、これまでの経験や見識に基づき独立の立場から発言を行うなど、社外取締役としての役割を十分に果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	西 原 健 二	2022年6月の就任以来、当社開催の取締役会13回のすべておよび監査等委員会10回のすべてに出席し、必要に応じて発言を行っております。また、公認会計士であり会計の専門家としての高い見識に基づき、財務報告の信頼性と適正性を確保するための内部統制の維持および強化をはじめ、当社グループの持続的成長や企業価値向上を図る観点から、独立の立場で審議していただけることを期待してはりましたが、取締役会等において、これまでの経験や見識に基づき独立の立場から発言を行うなど、社外取締役としての役割を十分に果たしております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社の定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

4. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担する争訟費用や損害賠償金等の経済的な損失を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損失は填補されない等の一定の免責事由が定められております。

被保険者の範囲は、当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役、会計監査人、執行役員およびその他の重要な使用人であり、すべての被保険者について、保険料は当社および当社の子会社各社が按分して負担しております。

5. 会計監査人に関する事項

1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2) 責任限定契約の内容の概要

当社の定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は以下のとおりであります。

会計監査人が監査契約履行に伴って当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

3) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 在外連結子会社3社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を合理的に区別できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他その必要があると判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,341	流動負債	14,210
現金及び預金	1,251	支払手形及び買掛金	1,762
受取手形	141	短期借入金	9,565
売掛金	5,593	1年内償還予定の社債	80
商品及び製品	8,303	未払費用	1,446
仕掛品	145	未払法人税等	221
原材料及び貯蔵品	503	賞与引当金	462
その他	403	訴訟損失引当金	9
貸倒引当金	△0	事業整理損失引当金	21
		その他	641
固定資産	7,813	固定負債	5,296
有形固定資産	4,227	社債	60
建物及び構築物	6,293	長期借入金	4,777
機械装置及び運搬具	1,855	役員退職慰労引当金	43
土地	1,252	退職給付に係る負債	138
その他	1,211	その他	277
減価償却累計額	△6,385	負債合計	19,507
無形固定資産	145	(純資産の部)	
投資その他の資産	3,440	株主資本	3,778
投資有価証券	3,211	資本金	2,065
繰延税金資産	117	資本剰余金	624
その他	138	利益剰余金	1,285
貸倒引当金	△26	自己株式	△196
繰延資産	4	その他の包括利益累計額	873
社債発行費	4	その他有価証券評価差額金	984
		繰延ヘッジ損益	△3
		為替換算調整勘定	△107
資産合計	24,159	純資産合計	4,651
		負債純資産合計	24,159

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		39,892
売上原価		31,888
売上総利益		8,003
販売費及び一般管理費		6,627
営業利益		1,375
営業外収益		
受取利息及び配当金	111	
為替差益	122	
その他	20	254
営業外費用		
支払利息	236	
その他	52	289
経常利益		1,340
特別利益		
固定資産売却益	12	12
特別損失		
訴訟関連損失	187	
事業整理損	25	212
税金等調整前当期純利益		1,140
法人税、住民税及び事業税	268	
法人税等調整額	△77	191
当期純利益		949
親会社株主に帰属する当期純利益		949

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,551	流動負債	15,204
現金及び預金	932	買掛金	1,102
受取手形	102	短期借入金	7,000
売掛金	5,034	1年内返済予定の長期借入金	2,565
商物品	7,601	1年内償還予定の社債	80
関係会社短期貸付金	856	未払費用	1,328
その他	421	未払法人税等	166
貸倒引当金	△397	預り金	2,118
		賞与引当金	333
固定資産	10,473	訴訟損失引当金	9
有形固定資産	3,334	事業整理損失引当金	8
建物	4,915	その他	490
構築物	145	固定負債	5,178
機械及び装置	96	社債	60
車両運搬具	9	長期借入金	4,777
工具、器具及び備品	140	退職給付引当金	126
土地	891	その他	215
リース資産	68	負債合計	20,383
減価償却累計額	△2,934	(純資産の部)	
無形固定資産	91	株主資本	3,673
投資その他の資産	7,047	資本金	2,065
投資有価証券	3,172	資本剰余金	624
関係会社株式	3,652	資本準備金	580
関係会社出資金	112	その他資本剰余金	44
繰延税金資産	26	利益剰余金	1,180
その他	109	その他利益剰余金	1,180
貸倒引当金	△26	固定資産圧縮積立金	112
		繰越利益剰余金	1,068
繰延資産	4	自己株式	△196
社債発行費	4	評価・換算差額等	972
		その他有価証券評価差額金	975
資産合計	25,029	繰延ヘッジ損益	△3
		純資産合計	4,646
		負債純資産合計	25,029

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		33,008
売 上 原 価		27,431
売 上 総 利 益		5,576
販売費及び一般管理費		4,752
営 業 利 益		824
営業外収益		
受取利息及び配当金	221	
為替差益	120	
その他の	329	671
営業外費用		
支払利息	280	
その他の	70	350
経 常 利 益		1,145
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入額	29	29
特別損失		
訴訟関連損失	187	
事業整理損	12	200
税引前当期純利益		974
法人税、住民税及び事業税	168	
法人税等調整額	△77	90
当 期 純 利 益		883

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

神栄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀 内 計 尚
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 幸 治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神栄株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神栄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

神栄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀内 計尚
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤 幸治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神栄株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第155期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、ウェブ会議システム等の手段も活用しながら取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所について業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と一部ウェブ会議システムを利用した監査等で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。さらに、監査計画に基づき子会社の本社、事業所、工場等について、事業及び経営管理の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

神栄株式会社 監査等委員会

監査等委員会委員長 常勤監査等委員	山 水 教 賢 ㊞
監査等委員	大 森 右 策 ㊞
監査等委員	渋谷 一 秀 ㊞
監査等委員	西 原 健 二 ㊞

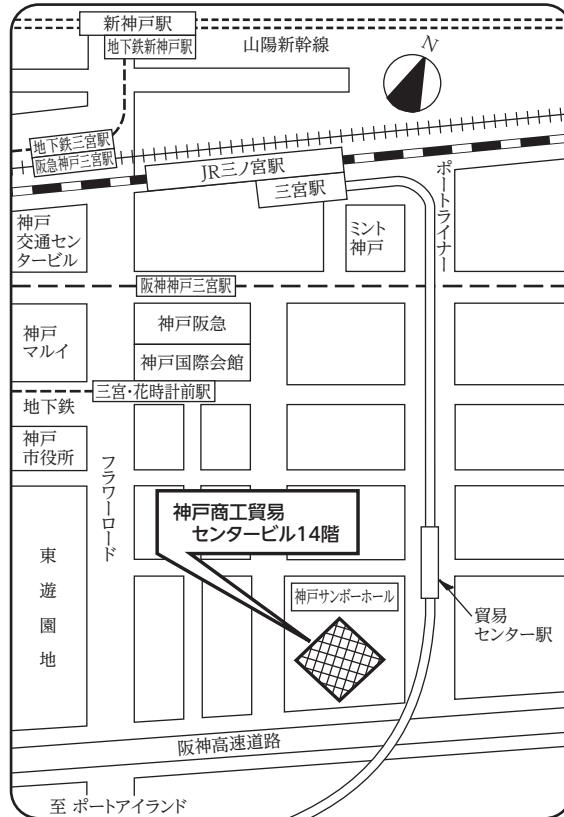
(注) 監査等委員大森右策、渋谷一秀及び西原健二の3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内

会場 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
神戸商工貿易センタービル 14階 会議室

株主総会会場ご案内略図



14階の株主総会会場へは高層階用エレベーター（7～12号機）をご利用ください。

交通のご案内

- ポトライナー三宮駅から貿易センター駅下車すぐ
- JR三ノ宮駅からお車で約5分
- 新神戸駅からお車で約10分